

## 平成28年度手話奉仕員養成講座(入門コース)受講者募集

「手話を覚えよう!手話を基礎から学べる講座です」

### 【期 日】

平成28年6月22日(水)  
～11月16日(水) 全20回

### 【時 間】

午後7時から9時まで

### 【場 所】

佐久市ボランティアセンター  
(佐久市猿久保249-1-2)

### 【対象者】

佐久地域に居住または勤務されている方

手話の経験がない方、または手話を習得して活動する意欲のある方で、全課程出席できる方

### 【内 容】

厚生労働省カリキュラムによる講義および手話実技表現・基本文法など

### 【受講料】

3,000円(別途テキスト代3,240円)

### 【定 員】

20名(定員になり次第締切ります)

### 【申し込み締切り】

平成28年6月10日(金)

### 問い合わせ先

佐久広域連合障害者相談支援センター  
0267-63-5177

## 平成28年度要約筆記入門講座受講者募集

要約筆記は中途失聴や難聴者の聞こえにくさをサポートするために、相手の話をその場で文字にして伝えることです。

### 【期 日】

平成28年6月26日(日)  
7月3日(日)、10日(日)、  
24日(日)、31日(日)

全5回

午前10時から正午

### 【場 所】

佐久市野沢会館

### 【対象者】

(佐久市取手町1-8-3)

佐久地域に居住または勤務されている方

### 【受講料】

無料

### 【定 員】

20名(定員になり次第締切ります)

### 【申し込み締切り】

平成28年6月17日(金)

### 問い合わせ先

佐久広域連合障害者相談支援センター  
0267-63-5177

## 道路に隣接する土地を所有する皆さまへ 庭木や生け垣などの樹木が、道路に張り出していないか

車道や歩道に隣接する土地の庭木や生垣、山林の樹木などが張り出し、通行の妨げとなっている箇所が見られます。折れ枝の落下、落雪などにより通行中の歩行者や車両が損傷する交通障害を引き起こす場合があります。折れ枝の落下や枝が道路に張り出していることなどが原因で事故などが発生した場合は、土地所有者が賠償責任に問われる場合があります。

### ○次に該当する土地所有者は

庭木の剪定、または山林の樹木の伐採をお願いします。

### ①道路、歩道上へ樹木が張り

出していることにより、通行の妨げとなっている。またはそのおそれがあるもの。

### ②倒木するおそれのあるもの。

③枝が落下するおそれのあるもの。

### ④建築限界(※)の範囲を超えているもの。

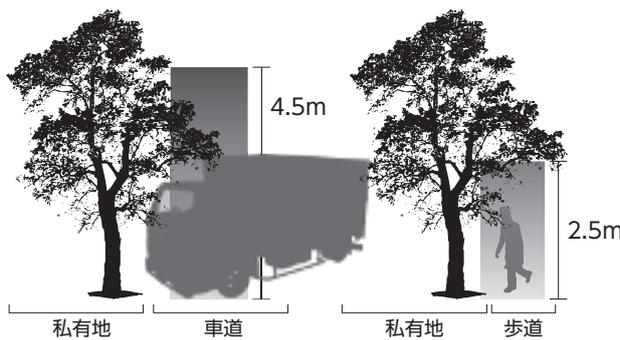
### ○作業時の注意

電線や電話線がある場所の作業は危険が伴う場合があります。事前に電力会社などに連絡し、立会いのもとで行ってください。

作業にあたっては、通行中の車両、自転車および歩行者の安全を確保し、樹木からの転落防止などに十分気を付けてください。

### 問い合わせ先

建設水道課建設係  
(32)3129



### ※「建築限界」

道路法第30条および道路構造令第12条において、道路を安全に通行するため、車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートルの範囲に通行の障害となる物を設置してはならないと規定されています。

### 検査結果

## 下水道終末処理場の脱水汚泥からの放射性物質測定

検査日 3月11日

	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
御代田浄化管理センター脱水汚泥	不検出	不検出	不検出

(検出下限値:1ベクレル/キログラム)

今後も定期的に測定を行い、注視していきます。  
(検査結果は町ホームページで確認できます。)

問い合わせ先 建設水道課 上下水道工務係(建設水道課直通 TEL 32-3129)

### 訂正とお詫び

広報やまゆり5月号の記載に誤りがありました。訂正しお詫びいたします。

28ページ

平成27年度御代田町観光写真コンテスト入賞者  
観光協会長賞

誤「浅間高原へいらっしやい」  
正「田植えの頃」

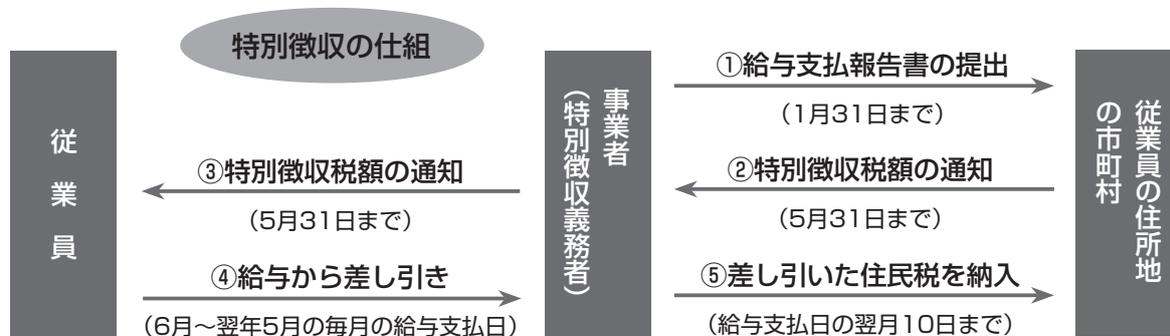
# 平成30年度から、原則全ての事業者が 個人住民税の特別徴収義務者に指定されます！

地方税法上、所得税の源泉徴収義務のある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り、従業員(※)に代わって納税することとされています。

※原則として、アルバイト、パートなどを含む全ての従業員です。

長野県と県内全77市町村は、平成30年度から原則全ての事業者を特別徴収義務者に指定し(特別徴収税額通知の送付)、特別徴収を行っていただく取組を全県的に実施します。

現在、特別徴収を行っていない事業者の皆さまは、特別徴収の実施準備をお願いします。



【問い合わせ先】 御代田町税務課住民税係 電話0267-32-3126 (直通)  
長野県市町村課税制係 電話026-235-7068 (直通)

## 不動産を取得したときの税金 不動産取得税についてのお知らせ

不動産取得税は、不動産(土地・家屋)を取得したときに、取得した方に納めていただく税金(県税)です。

納税額は、課税標準額(税額計算の基礎となる額)×税率です。

課税標準額は、新築家屋について、「固定資産評価基準」により算出した評価額、その他の不動産について、原則市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。

税率は、土地や住宅は3%、住宅以外の家屋は4%です。なお、一定の要件を満たす住宅を取得した場合は、税の軽減措置があります。

### 土地・家屋を売買等で

取得された方  
土地や家屋を購入された場合などは、所有権移転の登記月の概ね4ヶ月後に、納税通知書を送付しますので納税をお願いします。

### 住宅などを新築された方

通常は、住宅などを新築された翌年7月頃に納税通知書

をお送りします。(特例控除のため免税点に達し納税通知書が送付されない場合もあります。)

不動産を取得した場合は、不動産取得申告書の提出をお願いします。

詳細は、長野県公式ホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/curashi/kenzei/aramashi/aramashi/fudosan/index.html> をご覧ください。

### 問い合わせ先

長野県佐久地方事務所税務課  
課税第二係  
0267(33)3138  
E-mailアドレス  
sakuchi-zeimu@pref.nagano.lg.jp